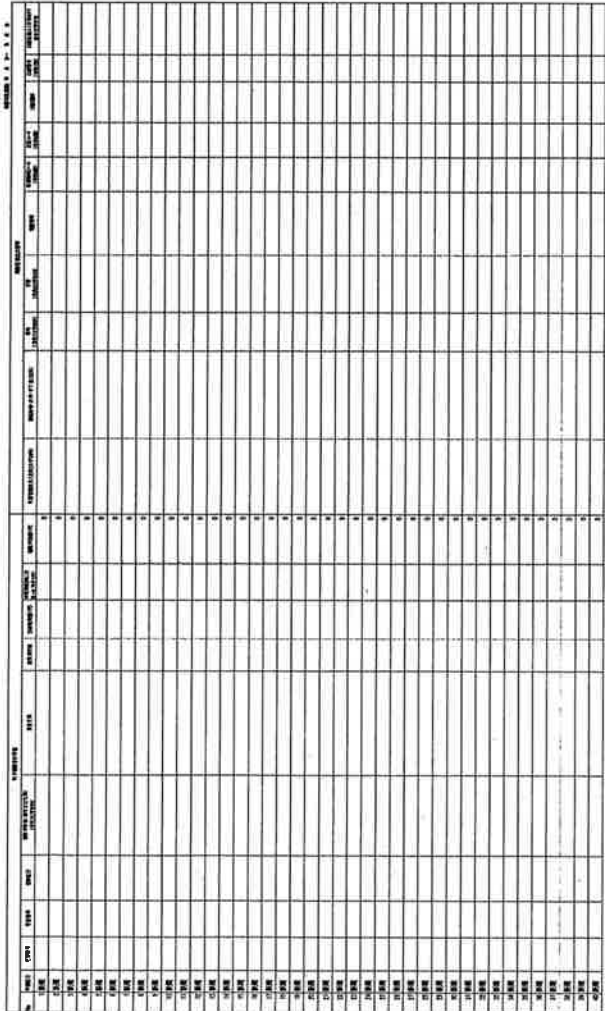
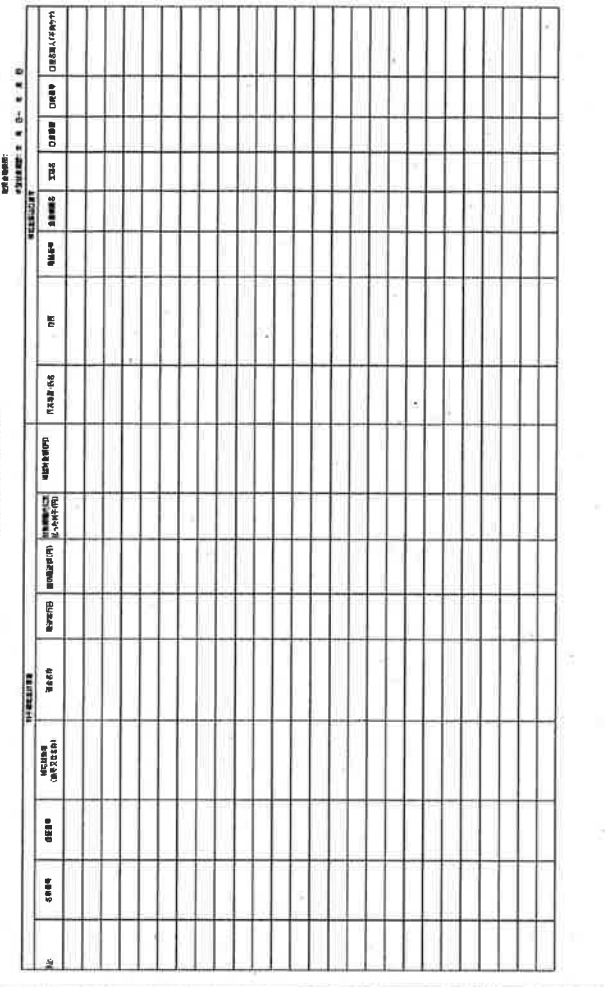


新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱
 新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱（令和2年5月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正後 (新)	改正前 (旧)
第1から第11まで (略) 様式第1号 (略) 様式第2号 <small>(注)様式第1号</small>	第1から第11まで (略) 様式第1号 (略) 様式第2号 <small>(注)様式第2号</small>
<small>新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱</small> 	<small>新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱</small> 
様式第3号から様式第5号まで (略)	様式第3号から様式第5号まで (略)

- 1 この要綱は、令和2年7月31日から施行し、令和2年度予算に係る利子補給金に適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該利子補給金に係る予算が成立した場合に、当該利子補給金にも適用するものとする。

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、県内に事業所等を有する中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、予算の範囲内において新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給の対象資金)

第2 利子補給の対象となる資金は、宮城県中小企業経営安定資金のうち、新型コロナウイルス感染症対応資金とする。

(利子補給の対象者)

第3 利子補給の対象となる中小企業者は、第2に規定する対象資金により融資を受けた者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下「補給対象者」という。）とする。ただし、利子補給の対象となる資金を対象として、第4及び第5に定める部分について市町村から利子補給を受けた中小企業者は除く。

- (1) 中小企業信用保険法（以下「法」という。）第2条第5項第4号又は同条第6項のいずれかに基づく認定を受けた者
- (2) 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けた者のうち、法第2条第3項第1号及び第2号に定める小規模企業者に該当する個人事業主
- (3) 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けた者のうち、(2)以外の者で、当該制度融資の申込みに係る認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者

(対象限度額)

第4 利子補給金の額は、当該制度融資に係る毎年4月1日から翌年3月31日までに支払った約定利子の全額とする。ただし、貸付金額4千万円を補給対象限度額とする。

(利子補給の期間)

第5 利子補給の期間は、補給対象者が融資を受ける日から起算して3年間とする。

(金融機関への委任)

第6 利子補給金の補給対象者は、第7に規定する一切の行為について、融資を受けた金融機関に委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。

2 委任を受けた金融機関（以下「受任者」という。）は、補給対象者に利子補給金の交付申請に必要な書類等の提出を求めることができる。

(交付の申請及び実績報告等)

第7 規則第3条第1項の規定による利子補給金交付申請書及び規則第12条第1項の規定による利子補給金実績報告書の様式は、様式第1号によるものとし、受任者は、毎年4月1日から9月30日までの期間（以下「上期」という。）及び10月1日から3月31日までの期間（以下「下期」という。）に係る利子補給金について、上期に係るものについては10月31日まで、下期に係るものについては翌年4月30日までに、次の書類を添付して知事に提出するものとする。

(1) 利子補給金計算書兼補給対象者情報一覧表（様式第2号）

(2) 償還予定表

(3) 認定書の写し

(4) 委任状（様式第3号）

2 また、2回目以降の交付申請には、償還予定表、認定書の写し、委任状の提出は不要とする。ただし、当初の償還予定に変更があった場合には、変更後の償還予定表を提出するものとする。

3 宮城県知事（以下「知事」という。）は、必要に応じて関係書類等を提出させることができる。

(利子補給金の交付等)

第8 規則第6条及び規則第13条の規定による通知は、様式第4号により受任者に行うものとし、利子補給金は、上期及び下期それぞれにおいて、規則第13条に規定する補助金の額の確定後、補給対象者に交付するものとする。

(利子補給金の交付の通知)

第9 知事は、第8による利子補給金を交付するときは、交付する利子補給金の内容を補給対象者に対し、様式第5号により通知するものとする。

(利子補給金の交付の取消し等)

第10 知事は、補給対象者が次の各号の一に該当するときは、当該資金に係る利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 資金を貸付けの目的以外に使用したとき

(2) 虚偽その他不正の手段により貸付けを受けたとき

(3) 資金に係る貸付債務につき、宮城県信用保証協会が代位弁済したとき
なお、本件利子補給における対象範囲は、期限の利益喪失までとする

(4) 虚偽その他不正の手段により交付を受けたとき

(5) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき

(6) その他知事が特に必要と認めるとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事と受任者が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度予算に係る利子補給金に適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該利子補給金に係る予算が成立した場合に、当該利子補給金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月15日から施行し、令和2年度予算に係る利子補給金に適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該利子補給金に係る予算が成立した場合に、当該利子補給金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月31日から施行し、令和2年度予算に係る利子補給金に適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該利子補給金に係る予算が成立した場合に、当該利子補給金にも適用するものとする。

(様式第1号)

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付申請書及び実績報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者(受任者)住所又は所在地

申請者(受任者)氏名又は名称

印

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金の交付を受けたいので、新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第6による受任に基づき、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)第3条及び第12条並びに新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第7の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補給金交付申請額 金 円(内訳は様式第2号のとおり)
- 2 添付書類
 - (1)利子補給金計算書兼補給対象者情報一覧表(様式第2号)
 - (2)償還予定表
 - (3)認定書の写し
 - (4)委任状(様式第3号)

(様式第3号)

委任状

私は、(金融機関所在地)

(金融機関名称)

(取扱支店名)

を代理人と定め、宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第7に規定する補助金の交付の申請及び実績報告に関する一切の行為に係る権限を委任します。

なお、利子補給金は下記の口座に入金してください。

金融機関名：

支店名：

預金種別： 普通 ・ 当座

口座番号：

口座名義(カタカナ)：

(注) 口座は、融資を受けた名義と同じ名義に限る)

令和 年 月 日

(住所又は所在地)

(企業等名称)

(代表者氏名)

印

(連絡先電話番号)

(様式第4号)

宮城県(商金)指令第 号

(住 所)

(申請者名)

令和 年 月 日付けで申請のありました新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第6の受任に基づく新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金については、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)第4条の規定により、金 円を交付し、同規則第13条の規定により、その額を金 円に確定します。

なお、交付決定後に当該利子補給金が新たに国補助金の対象となることが明確になった場合には、交付額の変更を行う場合があります。

令和 年 月 日

宮城県知事

(様式第5号)

商 金 第 号
令 和 年 月 日

(補給対象者名) 殿

宮城県知事

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金の交付について (通知)

金融機関に対する委任により申請のありました新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金につきましては下記のとおり交付します。

なお、当該補給金が交付された後、繰上げ返済や一括返済などにより利子額が減額された場合には、その減額分を返金していただくことになります。

記

- 1 交 付 金 額 金 円
- 2 補給金振込口座
- 3 振 込 日 令和 年 月 日
- 4 補 給 対 象 新型コロナウイルス感染症対応資金に対する令和 年 月 日から
令和 年 月 日までの支払利子額

【ご注意】

- ※ 利子補給の対象となる融資限度額は一企業4,000万円以内(補給期間は借入日から3年間)です。
- ※ 複数の金融機関から融資を受け、どちらの融資も利子補給の対象となる場合は、金融機関毎に別に通知いたします。